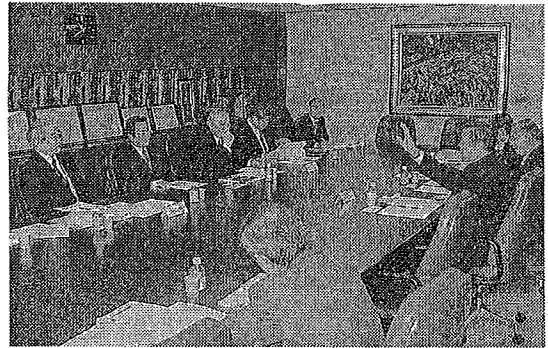


市の公契約条例を協議 反対姿勢で一致

札幌建協、道ビルメン協、道警備業協会

札幌建設業協会（坂敏弘会長代行）と北海道ビルメンテナンズ協会（山田春雄会長）、北海道警備業協会（角地覚会長）は13日、道建設会館で市が制定準備中の公契約条例に関して意見交換した。3団体は、法律的矛盾や賃金格差の発生を懸念。「企業の経営安定化で解決できる」と同条例に反対の姿勢で共同歩調を取ることを確認した。



市の公契約条例について意見を交わした

公契約条例は、労働者の賃金引き上げを図るため、市が発注する工事と清掃、警備などを受注する企業に一定額以上の賃金支払いを義務付けるもの。対象は、工事が予定価格5億円以上、業務が1000万円以上。3団体は同条例に反対する理由として「最低賃金法と公契約条例の2重構造になる」「対象の工事・業務とそれ以外の間で起る賃金格差を労働者に説明できない」「最低制限価格の引き上げなど入札契約制度の改善で労働条件は緩和されるの

では」などと指摘。「なぜ、この経営環境の時期にやるのか」と不満をあらわにした。札幌建協の坂会長代行は、内容について「十分な説明がされていない」と前置きし、入札契約制度の改善がないままでは「持ち出しが赤字になる。経営の安定化が先決だ」と会員の意思を代弁した。道警備業協会の角地会長も「経営環境を整える条件がない限り賛成できない」との姿勢を打ち出し、道ビルメンテナンズ協会の山田会長も「低入札問題を解決し、労働条件の改善につながるものでなければ」と主張した。3団体は来年1月に慎重な対応を求める陳情書を提出する方針だ。